

第17回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成28年6月28日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡田 勝	3番 廣瀬 康友	4番 近重 良治
5番 林 秀司	7番 牛尾 博美	8番 小川 明人	9番 佐々岡常喜
10番 大谷 数義	11番 齋藤 久行	12番 橋本 安延	13番 小谷 保雄
14番 岡本 健治	15番 小松原常雄	16番 三浦 寿紀	17番 狭間 延雄
18番 松山 純久	19番 安床 俊雄	20番 川方 耕治	21番 岡堂 正顯
22番 三明多佳志	23番 原田 和義	24番 神田 進	25番 岡本 嗣喜
26番 宮崎 龍生	27番 渡辺 弘之	28番 大屋 幸	30番 三浦 博文
31番 岩地 正男	32番 野上 省三	34番 玉田 一	35番 埴本 徹夫
37番 岩田 功			

2. 欠席委員

6番 三浦 万人	29番 渡邊 弘登
33番 佐々木 京子	36番 徳田 マスエ

3. 事務局出席職員 川神事務局長、河野農地係長、柴田主任主事
農林振興課久佐農業振興係長 森川主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第17回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

 本日の欠席は、6番の三浦万人委員、29番の渡邊委員、33番の佐々木京子委員、36番の徳田委員、以上3名の方から欠席の届出が出ております。

 また早退は、5番の林委員から早退の届出が出ております。

 なお、本日の議事録署名者は、9番の佐々岡委員、10番の大谷委員です。よろしく申し上げます。

会 長 議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。

事 務 局 先般4月1日の人事異動により、深ヶ迫主任主事の後任として柴田主任主事が就任しました。なお、柴田主任主事につきましては、体調不良により、先月まで休暇を取っておりましたが、今回の総会から参加いたしますので、報告いたします。それでは、柴田主任より一言ごあいさつ申し上げます。

柴 田 みなさん、おはようございます。農業委員会事務局の柴田です。よろしく申し上げます。

会 長 なお、齋藤 久行委員が、けがのため入院をされ、総会を欠席されており、先月から出席されております。農業委員会では、今回農業研修費の中からお見舞いをさせていただいておりますが、齋藤委員より挨拶するということでございますので、これを許可します。

齋 藤 みなさん、おはようございます。大変貴重な時間をいただいて、一言お礼申し上げます。3月中旬に右足の大腿骨を骨折し、1か月ちょっと医療センターへ入院しました。その後、リハビリを経て、4月末に退院しました。今回、当委員会よりお見舞いをいただきまして、大変ありがとうございました。

 入院中は、総会を2回欠席させていただき、皆さまへご迷惑おかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。本当にありがとうございました。

会 長

なお、通常でしたら、ここから議事に入っていくところですが、今回、農林振興課よりH28浜田市農業振興事業の内容を事務連絡の所で 久佐農業振興係長から説明していただく予定でしたが、公務の都合で、議事の前に説明をしていただくことを許可します。

事 務 局

(久佐係長)

農林振興課 農業振興係の久佐です。いつもお世話になっております。

例年、年度当初に事業説明させていただいていますが、今年度、6月になってしまい大変申し訳なく思っています。

事業の説明の前に、4月に機構改革があり、従来の農政係が、農業振興係と林業振興係の2係体制となり、農業振興係としては、国県事業の取りまとめ等を担当し、また、林業振興係としては、林業の振興・畜産・有害鳥獣対策の担当となっております。

以下、主要事業について、別添資料①・②に基づき下記のとおり説明

記

農林振興基金事業について

1. サポート経営体等育成支援事業
2. 畦畔除草省力化推進事業
3. 農産物流通改善事業
4. 原木椎茸生産振興事業
5. 農業経営体育成支援事業
6. 土地利用型作物転作推進事業
7. 担い手規模拡大支援事業
8. 獣肉処理加工施設運営補助事業
9. 有害鳥獣被害防止施設整備事業
10. きのこの里づくり事業

この他農業者への支援 3 事業・地域農業を守る取組 6 事業・有害鳥獣対策 4 事業・担い手の育成 1 事業・各自治区の独自事業 7 事業・林業の振興 1 事業

会 長

では、議事に入ります。

議第1号、農業振興地域整備計画変更について、意見を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業振興地域整備計画変更について審議のうえ農業委員会の意見をいただきたいと思えます。

では、農業振興地域整備計画変更について農林振興課 農業振興係 久佐係長より説明させていただきます。

事 務 局

(久佐係長)

それでは引き続き、座って説明させていただきます。

事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書の資料を送付していますが、ご確認ください。

2ページ目、第1の変更の理由についてですが、一般住宅として農地を2件2筆452㎡、太陽光発電施設用地として農地5件9筆10,574.91㎡、事業用地として3件5筆2,540㎡、農業用倉庫として3件3筆1,022㎡、墓地用地として2件2筆16.24㎡、駐車場及び資材置場等として6件6筆4,666㎡、合計21件27筆19271.15㎡の農地を除外したいと考えています。

次に、第2の変更計画の概要でございます。農用地区域から除外する土地については、田んぼで84アール、畑で108.71アール、合計192.71アールとなっております。

3ページ目、農用地区域に含める土地・用途区分を変更する土地につきましては、今回はありません。

次に、4ページ目、農用地利用計画変更総括表でございます。これについても、先ほどと同様、田んぼで84アール、畑で109アール、合計193アールとなっております。

次に、5～7ページ目、別紙1ということで、変更土地調書につきましては、それ以降、8～12ページ目に、変更要件確認票、13ページ目の、土地利用計

画図、それから、14ページ目以降に、各所在地の地図・写真等掲載しておりますので、ご確認願います。

今回は、全部で21件という大変多くの除外の申し出がございましたが、以上で浜田市農業振興地域整備計画変更理由書についてご説明いたしました。

ご協議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。

会 長 事前に送付されていますので、よろしくお願ひします。
無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号では、議事に入ります。
議第2号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求めます。
それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定により、
農用地 利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。

では、農用地利用集積計画について 農業委員会 柴田主任主事 より説明させていただきます。

事 務 局 (柴田主任主事)
農業委員会の柴田です。よろしくお願ひします。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、16件 32筆、28,734㎡となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は6月30日を予定しており、利用権設定については開始日を7月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (河野係長)

農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権（地上権や使用貸借権、賃借権）の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、下府町の畑、他2筆の畑、合計436㎡です。場所は、市立国府小学校から約400m南西の下府町2町内です。この申請は、譲受人が無償により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は42a余りとなり、浜田自治区の下限面積基準を満たしております。

2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田、他1筆の田、合計376㎡です。場所は、本郷生活改善センターから250m南西の上本郷地区です。この申請は、譲受人が無償により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は181a余りとなり、浜田自治区の下限面積基準を満たしております。

すべての案件について、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会 長 ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号について、お願いします。

22番 (三明多佳志 委員) 先般、事務局と三浦さんとの3者で、現地確認をおこないました。事務局さんの言われたとおりですので、よろしくお願いします。

会 長 2号について、お願いします。

25番 (岡本 嗣喜委員) この件につきましても、現地確認を行っています。先ほどの、事務局さんの言われたとおりですので、よろしくをお願いします。

会 長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

会 長 無い様ですので、採決に入ります。
第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。
農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。
1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、下府町の畑、173㎡です。場所は、市立国府小学校から約300m南の下府3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものです。なお、申請地の一部がすでに住宅に転用されており、始末書の提出がありましたので総会資料8ページに掲載しております。
周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われまます。
続きまして2号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号④を

ご覧ください。申請地は、久代町の畑、9.98 m²です。場所は、久代駅から約 550 m北西の久代2町内です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に墓地を建設しようとするものです。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして3号について説明します。申請地は、資料10ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田、9.23 m²です。場所は、西の谷集会所から約700m西の岡見西の谷西地区 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に墓地を建設しようとするものです。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第4条申請については、以上3件です。

会 長 ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、2号、お願いします。

22番 (三明多佳志 委員) 1号については、始末書も出ていますので、よろしくお願ひします。2号については、事務局さんの言われたとおりですので、よろしくお願ひします。

会 長 3号、お願いします。

27番 (渡辺 弘之 委員) 先日、事務局さんと現地を確認しました。申請人は、益田の方ですが、息子さんで、現在、親が岡見に住んでいます。山陰道の立退きの関係で、やむを得ず墓地を移動するというところで、問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長 以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かござい

ましたらお願いします。

16番 (三浦 寿紀) 16番三浦です。1号についてですが、6ページ目の表の地番と、
本人が書いた始末書の地番が違っていますが、どちらが正しいのでしょうか。

会 長 事務局の方で、回答願います。

事 務 局 公図等で見ますと、下府町●●●●番▲が正しいです。事務局の方も、チェッ
クミスがありました。

8番 (小川 明人) 8番小川です。始末書で、農地法第の後、空欄になっていますね。
始末書ですので、きちんと書いた方がいいと思います。

事 務 局 すみません。ここは農地法第4条の申請をするにあたりでございます。今後、
このような事の無い様に、きちんと記入していただくよう指導します。

9番 (佐々岡 常喜) 9番佐々岡です。4条申請の3号ですが、写真を見ると林
ですよね。墓地に申請されてもかまいませんが、地目は田ですが、非農地証明
の方が良いように思いますが、もう少し、事務局の方で指導していただきたい。

事 務 局 図面番号⑤番で写真も有りますが、非農地証明でとのご意見ですが、ここに
生えているのが、雑木ではなく栗の木だったので、非農地証明ではないと考え
ました。本来であれば、用途目的変更で地番について畑とするのが本筋かと思
います。すでに境界が打ってありましたので、墓地でいいと思います。登記上は
田であります。栗の木ですので、果樹園であり農地であると判断し、非農地証明
には当たらないと認識しています。

会 長 その他なにかご意見等ございませんか。
それでは採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数

会長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料12ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、治和町の田、994 m²です。場所は、周布駅から400m南西の治和町6町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。申請地の一部がすでに整地されており、始末書の提出がありましたので総会資料13ページに掲載しております。雨水は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして2号について説明します。申請地は、資料14ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、治和町の田、54 m²です。場所は、周布駅から約10m南の、治和町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものです。なお、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして3号について説明します。申請地は、資料15ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の田、6.61 m²です。場所は、浜田市三隅支所から約1.5km西の、三隅町向野田海老谷地区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の

転用目的は、申請地を駐車場にしようとするもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして4号について説明します。申請地は、資料16ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、国分町の畑、482㎡です。場所は、介護老人保健施設夕日が丘から約300m東の、国分町1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。なお、申請地の一部がすでに個人住宅に転用されており、始末書の提出がありましたので総会資料17ページに掲載しております。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして5号について説明します。申請地は、資料18ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田、786㎡です。場所は、市立岡見公民館から約250m東の、三隅町岡見中山東地区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にするもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして6号について説明します。申請地は、資料19ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田、他5筆の田、合計5,190㎡です。場所は、市立岡見小学校から約200m南東の、三隅町岡見中山西地区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第1種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に倉庫兼作業所及び資材置き場・駐車場にするもので、転用不許可の例外事由としては、業務上必要な施設で集落に接続して設置される施設であるためです。他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして7号について説明します。申請地は、資料20ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、三隅町井野の畑、他5筆の畑、合計188㎡です。場所は、市立弥栄中学校から約2.5m西の、三隅町井野上小原地区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を採草地にするもので、他の農地への影響はないものと思われま

農地法第5条申請については、以上7件です。

会 長 　　ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明
がありましたらお願いします。

1号、2号お願いします。

20番 (川方 耕治 委員) 20番川方です。現地は6月16日に事務局と確認済みです。
1号は事前着工で始末書の提出がありました。1号、2号については、事務局
説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

会 長 　　3号、お願いします。

34番 (玉田 一 委員) 34番玉田です。現地は6月16日に事務局と確認済みです。
図面で見ると、16ページになります。観音様が祭ってありますが、お参りの
方々が、駐車場が無いと困っています。よって、駐車場へと提供されます。5ペ
ージの写真を見ると、地目が田ですが、畑が正解ですので訂正願います。

会 長 　　4号、お願いします。

22番 (三明多佳志 委員) 22番三明です。事務局報告のとおりですので、よろしく
お願いいたします。

会 長 　　5号、6号お願いします。

27番 (渡辺 弘之 委員) 27番渡辺です。5号ですが、事務局説明のとおりですので、
よろしく願いいたします。6号もですが、かなり荒れています。先ほどの説明と
おり、資材置場・駐車場等で、計画されています。よろしく願いいたします。

会 長 7号、お願いします。

32番 (野上 省三 委員) 32番野上です。事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

16番 (三浦 寿紀 委員) 16番三浦です。7号ですが、資料では倉庫兼作業所及び資材置き場・駐車場となっており、写真では採草地になっていますが、どちらが正しいのですか。

事務局 はい、すみません。指摘を受けて気付きましたが、採草地が正解ですので、訂正します。大変申し訳ございません。

会 長 その他なにかご意見等ございませんか。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第6号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料23ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田、他24筆の田畑、合計16,111㎡です。場所は、周布地集会所から約600m西の三隅町井野周布地地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野・山林化しています。

続きまして2号は、戻っていただいて資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田、他1筆の田、合計309㎡です。場所は、本郷生活改善センターから約250m南西の上本郷地区です。当該申請地は、現在建物が建築されておりますが、昭和26年以前から宅地となっていると思われま

続きまして3号から8号は、資料20ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、三隅町井野●●●●番□の田、476㎡と同じく○○○○番□の畑他12筆の田畑、合計10,863㎡と同じく■●●番の畑他2筆の田、合計4,101㎡と同じく▲▲▲番の田他3筆の田、合計1,446㎡と同じく△△の田他5筆の田、合計1,529㎡と同じく○○○○番■の田他1筆の畑、合計2,599㎡です。場所は、市立弥栄中学校から約2.5m西の、三隅町井野上小原地区です。当該申請地は年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用統制外証明願は、以上8件です。

会長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

8番

(小川 明人 委員) 8番、小川です。先般6月17日に事務局さんと現地を確認しました。写真で見て分かると思いますが、非常に広く、歩いて回るのも大変で

した。これはもうどうしようもないと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 2号、お願いします。

25番 (岡本 嗣喜委員) 25番、岡本でございます。2号ですが、地目は田となっておりますが、昭和年月日不詳より宅地として利用されています。後は、事務局の説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

会 長 3号から8号まで、お願いします。

32番 (野上 省三 委員) 32番、野上です。6月20日の午前中に、事務局と山中を確認しました。耕作放棄地ということで、写真のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ございませんか。

会 長 転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。

農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。

1号について、説明します。資料25ページ、図面番号⑭をご覧ください。届出地は、三隅町井野▲▲▲▲番口の田、他3筆の田、合計4,485㎡です。場所は、芦谷集会所から約900m北の、三隅町芦谷本谷地区です。この届けは、田を、梅を植えて畑として利用するものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ございませんか。

会 長 では報告を終わります。

会 長 その他事務局からありましたらお願いします。

事 務 局 別添、事務連絡資料をご覧ください。

1点目は、「平成28年度浜田市農林関係主要事業」についてです。時間の関係等ありまして、議事に入る前に報告いたしました。

2点目は、「浜田地区農業委員会協議会総会・研修会」についてです。

毎年、江津市農業委員会と合同で開催しておりますが、今年度の総会、研修会を8月3日（水）に予定しています。場所は、江津市の「地場さんセンター」でございます。まだ、研修会の内容等については正式に決まっていますが、4月からの改正に伴う農地推進委員等に関する制度改革の話と、今年も8月からの農地パトロールを委員の皆さんにお願いしますが、このことについて、国からかなり厳しくいわれて、「利用意向調査を全筆しなければならない。」と指導をされております。その関係もあり江津の現場で農地パトロールでの目合わせの研修を予定しています。現場に行くということになりますので、浜田市からバス2台で移動し

たいと考えています。詳細が決まり次第、委員の皆さまへご案内する予定です。
事務局からは、以上です。

会 長 そのほかについて、皆さま方から何かありましたらお願いします。

8 番 (小川 明人 委員) 8 番、小川です。農作業における委託料金表を、今回の総会で配るという話がありますが。

事 務 局 前回の総会に諮り、承認をいただきました。すみません、認識が不足していましたので、次回の総会で配付いたします。

会 長 ただいま答弁がありましたとおり、来月の総会で印刷し、お配りします。
よろしくをお願いします。
ほかにありませんか。
以上を持ちまして、第 17 回総会を終了します。

終了 午前 11 時 30 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員